

府子本第186号
令和元年6月25日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の
取扱いについて」の一部改正について

標記交付金に係る施設整備の取扱いについては、「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（平成27年7月13日付府子本第204号）を通知したところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。なお、平成31年3月31日以前に実施した事業に係る交付金の取り扱いについては、なお従前の例によることとする。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。